

長期使用製品安全表示制度

※平成21年4月1日より施行



製品には、設計上の標準使用期間があります。

製品の長期使用による重大事故を防ぐため、経年劣化による事故が多く発生している製品について、

設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示がされます。

設計上の標準使用期間が過ぎたら、**異常な音や振動、におい**など製品の変化に注意しましょう。

設計上の 標準使用期間とは？

一定の使用条件の下で使用した場合に、安全に使用することができる期間です。

	<p>【製造年】20XX年 【設計上の標準使用期間】△△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。</p>
--	--

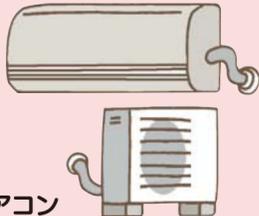
表示制度の対象製品



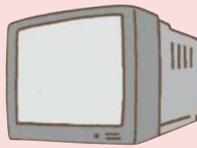
扇風機



換気扇



エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

※平成21年4月1日以降に製造または輸入された製品について表示がされています。 ※洗濯機とは、電気洗濯機と一体となっている電気脱水機を含みます。また、乾燥装置を有するものを除きます。

この制度については

<http://www.meti.go.jp/>
もしくは



消費者のみなさま

長期使用製品安全
点検・表示制度